

神戸市グリーン調達等推進基本方針

神戸市環境局長

神戸市グリーン調達等推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、神戸市が国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン調達法」という。）第10条第1項の規定に基づき、グリーン調達法第2条第1項の各号に該当する環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品などの物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するに当たり、基本的事項を定めるものである。

また、当方針は「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第11条第1項の規定に基づき、環境配慮契約法第2条第1項で定める温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物資の削減に配慮した契約（以下「環境配慮型契約」という。）を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

第1 目的

- (1) 環境物品等の調達の推進を図ることにより、市の事務・事業から生じる環境負荷を低減する。
- (2) 市が環境物品等の調達を積極的に推進することにより、市民・事業者における環境物品等の調達を喚起し、環境物品等への需要の転換を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献する。

第2 定義

基本方針及び第4(1)に基づき策定する「環境物品等の調達の推進を図るための方針」、において使用する用語は、特に定めのないものについては、グリーン調達法及びグリーン調達法第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国グリーン調達基本方針」という。）及び環境配慮契約法及び環境配慮契約法第6条に基づく「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の例による。

第3 調達推進に当たっての基本的考え方

(1) 調達総量の抑制

物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、必要性及び必要量を十分検討し、調達総量の抑制に努める。また、現在使用中の物品については、修理等により可能な限り長期使用に努める。

(2) ライフサイクル全体に配慮した調達推進

物品等の調達に当たっては、性能、機能、品質、価格に加え、製造、使用、廃棄までのライフサイクル全体における環境負荷を考慮して、調達の目的に支障がない範囲で環境物品等の調達に努める。

(3) 環境配慮型契約における公正な競争の確保

環境配慮型契約の推進にあたっては評価項目、評価方法、評価基準等を定める際その他の契約の実施の際には、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意する。

第4 調達方針の策定

- (1) 市は、毎年度、基本方針に基づいて、環境物品等の調達及び環境に配慮した契約の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定し、公表する。
- (2) 調達方針の名称は、「神戸市グリーン調達等方針」とする。
- (3) 調達方針は、次に掲げる事項について定める。
 - ① 重点的に調達を推進する環境物品等（以下「重点物品等」という。）の種類及びその調達目標
 - ② 重点物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等の種類
 - ③ 環境配慮型契約を推進する契約の種類
 - ④ その他環境物品等の調達及び環境配慮型契約の推進に関する事項
- (4) 市は、調達方針に基づき、当該年度における環境物品等の調達を行う。

第5 重点物品等

- (1) 重点物品等の種類は、別表に定める対象分野について、グリーン調達法第6条第2項第2号に規定する特定調達品目から本市が指定する品目及び市が独自に指定する品目とする。
- (2) 調達を推進する環境物品等を明確にする判断基準は、調達方針において定める。特に定めのないものについては、国グリーン調達基本方針の別記に掲げる「判断の基準」による。
- (3) 市は毎会計年度終了後、速やかに実績の概要を取りまとめ公表する。
- (4) 市は、社会情勢の変化、技術の進歩等を考慮の上、重点物品等及び環境配慮型契約の拡充に努め、環境物品等の調達及び環境配慮型契約の推進を図る。

第6 その他の環境物品等の調達

重点物品等以外の環境物品等については、重点物品等に準じて、可能な限り調達の推進を図る。

第7 普及促進

市は、環境物品等の調達及び環境配慮型契約の趣旨、効果等について職員に周知するとともに、市民・事業者に対し環境物品等に関する情報を提供するなど普及促進に努め、協働して環境物品等の調達及び環境配慮型契約を推進する。

第8 適用範囲

基本方針は、原則として市の全ての組織に適用する。

第9 外郭団体に対する協力要請

市は、外郭団体（本市が資本金等の概ね25%以上を出資又は出捐している法人）に対して、基本方針に基づく環境物品等の調達及び環境配慮型契約の取組への協力を要請する。

附則

この基本方針は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この基本方針は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (対象分野)

紙類, 文具類, 画像機器等, 電子計算機等, オフィス機器等, 家電製品, エアコン ディショナー等, 自動車等, 設備, 災害備蓄用品, 公共工事, 役務
--